

# 兵庫県私費外国人留学生奨学金支給事業実施要領

## 第1条（目的）

この事業は、兵庫県内の専修学校専門課程日本語学科、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在学する私費外国人留学生で、学業成績に優れ、かつ留学生生活上経済的援助を必要とする者に対し、公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「HIA」という。）が奨学金を支給することにより、留学生の生活の安定を図り、その学習活動を促進し、もって兵庫県と諸外国との交流の促進に寄与することを目的とする。

## 第2条（私費外国人留学生の定義）

この要領において「私費外国人留学生」とは、日本の大学等に在籍する外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する者（予定者を含む））で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者で兵庫県内の大学等に在学する者をいう。

## 第2条の2（アジア新興国の定義）

この要領において「アジア新興国」とは、中国、韓国、台湾、香港、マカオを除くアジア及び中近東に存する国をいう。

## 第3条（奨学金の支給対象者）

奨学金の支給を受けることができる私費外国人留学生は、次の第1号から第5号までのいずれかに該当するとともに、かつ第6号から第10号までの全ての要件を満たし、学業成績に優れ、留学生生活上経済的援助を必要とする認められ、兵庫県内に居住する者とする。

- ① 兵庫県知事が認可した専修学校専門課程の日本語学科に学生として在学する者のうち大学及び大学院に進学を予定している者
- ② 高等専門学校に学生として在学する第4年次以上の者
- ③ 短期大学に学生として在学する者
- ④ 大学の学部学生として在学する者
- ⑤ 大学院に学生として在学する者
- ⑥ 奨学金受給中にHIAが出席等を指示する事業に参加するとともに第15条第1項及び第2項のレポート等を提出する意思を有し、かつ奨学金受給後に実施するHIAからの調査等に協力する意思を有する者であること
- ⑦ 仕送りが平均月額90,000円以下（アジア新興国枠申請者は平均月額108,000円以下）であること
- ⑧ 在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること
- ⑨ 併給を制限されている他制度の奨学金等の給付及び他制度により月額48,000円を超える奨学金の給付を受けている者でないこと
- ⑩ HIAが支給する奨学金を受給したことがない者

## 第4条（申請及び推薦）

奨学金の支給を受けようとする者は、所定の様式により、在学する大学等の長（以下「大学長等」という。）に申請書を提出するものとする。

- 2 前項の規定により申請があったときは、大学長等は、書類及び面接による審査選考を行い、別に定める推薦要領に基づき適当と認めた者について、HIAに推薦するものとする。

## 第5条（奨学生の決定及び通知）

HIAは、前条の規定による大学長等からの推薦に基づき、HIAの選考委員会での選考を経て、奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）を決定する。

- 2 前項の規定により奨学生を決定したときは、本人に「兵庫県私費外国人留学生奨学金受給者証」（以下「受給者証」という。）を交付する。
- 3 受給者証は、当奨学金の受給資格を証明するものである。

## 第6条（奨学金の内容）

奨学金の種類は、「一般枠」、「グローバルビジネス枠」並びに「アジア新興国枠（2年支給）」とする。

- 2 奨学金として、月額30,000円を支給する。
- 3 奨学金の支給人員は、予算の範囲内で原則として150名以内とする。
- 4 奨学金の支給期間は、各年4月から翌年3月までとする。
- 5 「一般枠」及び「グローバルビジネス枠」の支給人員は、原則として合わせて100名とし、「グローバルビジネス枠」は30名を上限とする。
- 6 「グローバルビジネス枠」は、以下の要件を満たす者を支給対象とする。

- ① 卒業単位に必要なすべての科目が英語のみで提供され、文部科学省が認める経済学分野の学位を取得できる学部、コースに在籍する者
  - ② 前号で定める学部、コースは平成31年度以降に設置あるいは同年度以降に改組したものであること。
- 7 第3項に定める支給人員のうち、原則として50名をアジア新興国出身者を対象とする「アジア新興国枠」とし、2年間の支給を行うこととする。ただし、2年目の奨学金の支給については、予算の範囲内で決定するものとする。

#### 第7条（奨学金の支給）

- 大学長等は、毎月、受給者の在籍状況を確認し、HIAに報告するものとする。
- 2 奨学金の給付は、前項の報告において在籍が確認できた受給者について、原則として、1か月毎に直接本人に支給するものとし、同人の指定する振込口座に送金することとする。なお、振込口座は原則としてゆうちょ銀行口座を使用することとする。

#### 第8条（奨学生の異動）

- 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大学長等を通じて異動届をHIAに届け出るものとする。
- なお、異動により受給者証の記載を変更する必要がある場合、または受給者証の返納を要する場合には異動届に受給者証を添えて提出することとする。
- ① 休学、留学又は長期欠席したとき
  - ② 転学又は退学したとき
  - ③ 停学その他の処分を受けたとき
  - ④ 在留資格に変更があったとき
  - ⑤ 第2条及び第3条の規定に該当しなくなったとき
  - ⑥ 氏名、住所その他申請書記載事項（軽微なものは除く）に変更があったとき
- 2 大学長等は、前項に該当する場合において、本人からの届出がないときは、本人に代わり、その事実をHIAに届け出るものとする。
  - 3 大学長等は、奨学生の在籍状況を定期的にHIAに届け出るものとする。

#### 第9条（受給者の修学状況等不良の確認及び報告）

大学長等は、受給者の修学状況又は在籍状況が著しく不良であると判断したときは、速やかにHIAに報告するものとする。

#### 第10条（支給の休止、停止及び期間の短縮）

- HIAは、奨学生が第8条第1項第1号に該当すると認められた場合は、事由が生じた日の属する月の翌月から奨学金の支給を休止することができる。
- 2 HIAは、奨学生の学業又は素行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認めた場合は、事由が生じた日の属する月の翌月から奨学金の支給を停止し、又は支給期間を短縮することができる。
  - 3 HIAは、前2項の規定により、奨学金を休止もしくは停止、または支給期間を短縮された者について、その事由が止んだと認めた場合は、奨学金の支給を復活することができる。

#### 第11条（支給の打ち切り）

- HIAは、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、事由が生じた日の属する月の翌月から奨学金の支給を打ち切ることができる。
- ① 第8条第1項第2号から第5号に該当するとき
  - ② 第9条に該当するとき
  - ③ その他この要領に定める奨学生としての適正を著しく欠くとHIAが判断したとき
- 2 HIAは、虚偽の申請その他不正な行為により奨学金の支給を受けた場合は、当該奨学金の支給をさかのぼって打ち切ることができる。

#### 第12条（奨学金の返納）

- HIAは、奨学金の支給後において次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、すでに交付した奨学金の全部もしくは一部を返納させることができる。
- ① 第8条第1項第1号から第5号に該当するとき
  - ② 第9条に該当するとき
  - ③ 第10条第2項に該当するとき
  - ④ 第11条第1項第1号から第3号に該当するとき
- 2 HIAは、奨学金の支給後において第11条第2項に該当すると認められた場合には、すでに交付した奨学金の全部を返納させることができる。

#### 第13条（奨学金の辞退）

- 奨学生は、大学長等を通じ、奨学金の受給を辞退することができる。
- 2 奨学生が兵庫県外の大学等に転学した場合は、奨学金の受給を辞退したものとみなす。

#### 第14条（受給者の補欠採用）

HIAは、第11条に該当する理由が生じた場合、受給者の補欠採用を行うことができる。

- 2 前項の規定により補欠採用を行う場合は、辞退等がHIAに届出のあった日の属する翌月分から奨学金を支給することができる。
- 3 HIAは、補欠採用又は支給期間の短縮に伴い余剰の差額が生じた場合、さらなる補欠採用を行い、奨学金を支給することができる。

#### 第15条（レポート・学業実績報告書等の提出）

奨学生は、大学長等を通じ、指定する期日までに留学生活に関するレポートを、HIAへ提出するものとする。

- 2 大学長等は、指定する期日までに所定の様式により奨学生の学業実績報告書をHIAへ提出するものとする。
- 3 奨学生は、HIAが行う国際交流関連事業に積極的に参加するとともに、奨学金受給中及び終了後も本県の国際交流事業に貢献することを目的とし、HIAが運営するひょうご国際交流メールマガジンの配信先、並びに、県関係団体の案内送付先を登録するものとする。

#### 第16条（事務処理）

この事業に関する事務は、HIAにおいて処理する。

#### 第17条（実施細目）

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、HIAが別に定める。

- 附 則
- この要領は平成25年4月1日から適用する。
  - この要領は平成26年4月1日から適用する。
  - この要領は平成27年4月1日から適用する。
  - この要領は平成28年4月1日から適用する。
  - この要領は平成29年4月1日から適用する。
  - この要領は平成30年4月1日から適用する。
  - この要領は平成31年4月1日から適用する。
  - この要領は令和2年4月1日から適用する。
  - この要領は令和3年4月1日から適用する。